

芸北小学校スキー事故検証報告書
(概要版)

平成28年11月
芸北小学校スキー事故検証委員会

はじめに

北広島町立芸北小学校は、スキー場、温泉など豊かな自然が残り、神楽や花田植えなど伝統的な田園文化が息づき、保護者や地域の人から地域の学校として愛されている北広島町の学校である。本校の所在地である芸北地域は、平成17年2月1日に、芸北、大朝、千代田、豊平の4町が合併し、北広島町となり、平成25年4月1日、旧八幡小学校、雄鹿原小学校、雲月小学校、芸北小学校、美和小学校の5校が統合して、芸北学園 北広島町立芸北小学校として発足した学校である。冬は降雪量が多く、学区内にあるスキー場は、県外からの客でにぎわう。旧5校の時代を含めて、本校ではこれまで地域・保護者の支援を得て小規模校の良さを生かした特色ある教育活動が展開されてきている。地域の人々や保護者は、過去の活動や伝統を大切にしながらも、新しいものを創造していこうとする進取の気質があり、学校教育への温かい理解のもとに、地域学習や学校行事、PTA活動には、積極的な協力や援助を行っている。

現在、本校は、平成25年度より文部科学省の教育課程研究開発校として、芸北地域の自然や社会を舞台に、多くの地域の方々、保護者、専門家、関係機関・団体等の協力を得ながら、価値ある体験活動を多様に実践する「挑戦科」の学びを通して、意志力、自己回復力、協働する力、課題解決力、安心安全をつくる能力、多面・多角的な見方・考え方の六つの力を育てるべく努力を続けてきている。そのような中、本年2月にスノーボードとの衝突により、体育の授業中にスキー滑走中の6年女子児童が死亡する事故が発生した。

本検証委員会では、この事故がどのようにして起こったのか、学校等の指導や対応が的確迅速に行われたのか、事後の救急措置等が適切であったのかなどについて、可能な限り明らかにし、このような事故の再発を防止することを目的として、教育委員会が行った基礎調査を確認するとともに、必要な事項について詳細調査を行い、分析評価し、いくつかの提言を行うこととした。

北広島町はもちろん、全国の学校とその関係者は、このような事故の再発防止を重い課題と受けとめ、本報告書の内容と提言を参考として、学校安全の諸活動に取り組まれることを期待する。本検証の結果が、現在および将来の学校や地域の安全確保につながり、芸北小学校のみならず北広島町並びに全国の各学校が二度とこのような事故を繰り返さないという決意を胸に、必要な対策を着実に実践することを誓い、亡くなられた児童への供養としたい。

最後に、本検証委員会の検証にご協力いただいた多くの機関・団体並びに関係の方々に心からの謝意を表す。

平成28年11月

芸北小学校スキー事故検証委員会

北広島町立芸北小学校スキー事故検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 北広島町立芸北小学校（以下「本件学校」という。）の体育科授業中のスキーとスノーボード衝突により児童が死亡した事故（以下「本件事故」という。）に関して、学校管理の観点からの検証と学校教育における本件事故再発防止を期することを目的として、第三者による芸北小学校スキー事故検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本件事故の原因や問題点を明らかにする。
- (2) 今後の児童等の事故防止及び安全管理等の改善策を検討し、類以の事故防止に資する。
- (3) 本事項の所掌は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と北広島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）として、前各号の目的を踏まえ事実に向き合うものである。
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、検証委員会が必要と認める事項

(検証対象の事故)

第3条 平成28年2月2日に発生した本件事故

(組織等)

第4条 検証委員会は、原則として委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、第2条に規定する所掌事務の遂行について中立性・公正性を確保するため調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で学識経験者、学校事故対応の専門的知識及び経験を有する者のうちから北広島町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。
- 3 委員には、守秘義務を課し、氏名及び所属・職名を公表するものとする。
- 4 委員会の検証活動を補助するため、委員長は検証補助員を委嘱することができる。
- 5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育長は速やかに新たな委員を委嘱するものとする。
- 6 委員の任期は、委嘱の日から調査・検証が完了するまでとする。

(検証委員会の公正性・中立性)

第5条 検証委員会は、教育委員会から独立して、検証の方針を決定し、公正中立に検証する。

(役員)

第6条 検証委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第7条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 検証委員会の議事は、原則として出席する委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席する委員全員の一致が見られない場合にあっては、委員長の裁断により、その過半数によって決することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が会議に諮って必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 6 会議において配布した資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正中

立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

7 会議の議事録を作成し、公表する。ただし、公表することにより公正中立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(調査)

第8条 検証委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務を遂行するため自ら調査・分析するほか、必要な範囲で、つぎに掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) 教育委員会及び本件学校の教職員並びに本件学校の児童及びその保護者その他関係機関、住民等（以下「調査対象者」という。）から事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。

(2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めるほか、関係資料の確認、説明を求めること。

(3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。

(4) 前三号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。

2 検証委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該対象者及びその保護者の同意を得た上で、適切な措置を講じなければならない。

(関係者等からの意見聴取)

第9条 検証委員会は、検証を終える前に、本件事故の関係者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(報告及び公表)

第10条 検証委員会は、所掌事務に係る検証を終えたときは、報告書（以下「本件報告書」という。）を作成し、教育委員会に報告する。

なお、公表内容及び対象については、教育委員会と協議して検証委員会で判断する。

上記に基づき教育委員会が、公表する。

2 検証委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

(遺族への説明)

第11条 検証委員会は、遺族に対して検証の実施状況及び本件報告書について説明する機会を設ける。

(事務局)

第12条 検証委員会の事務局は、教育委員会に置く。

(守秘義務)

第13条 委員は、検証委員会の検証、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

芸北小学校スキー事故検証委員会

委員長

戸田 芳雄 東京女子体育大学体育学部体育学科教授
学校安全教育研究所 代表
(独) 日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止対策推進協議会」
委員長 (スポーツ庁委託事業：平成 26～28 年度)
同 学校安全アドバイザー
中央教育審議会初等中等教育分科会 学校安全部会 委員

副委員長

水沢 利栄 福井大学教育学部体育学教授
日本スポーツ法学会 会員
日本スキー学会 評議員

委員

宮本 香代子 岡山大学大学院教育学研究科教授
日本安全教育学会 理事
日本養護教諭教育学会 理事
日本健康相談活動学会 理事

藤田 大輔 大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター教授・センター長
中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校安全部会 委員
文部科学省「学校事故対応に関する調査」有識者会議 委員
(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)
大阪教育大学附属池田小学校長
(平成 19 年 4 月～平成 23 年 3 月)

木宮 敬信 常葉大学教育学部生涯学習学科准教授
静岡県教育委員会 通学路安全対策アドバイザー
大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター共同研究員

検証補助員

北広島町教育委員会学校教育課員・生涯学習課員

検証にあたっての基本的な考え方

本検証は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではなく、学校管理の観点から、事故の原因や問題点を明らかにするとともに、今後の児童生徒等の事故防止及び安全管理等の改善策を検討し、類似の事故の再発防止に資することを目的としている。

そのためには、学校及び教育委員会による基本調査の結果をもとに、設置要綱に示された事項について、現地調査、聴き取り、資料の収集など必要な詳細調査を行うこととした。

なお、詳細調査の移行の判断に当たっては、遺族等の意向に十分配慮することとする。

事故の再発防止は誰もが願うものであり、そのために関係者や関係機関から善意に基づく協力を得られることが、検証の大前提となることは、言うまでもない。したがって、提供された資料や聴き取り等で得た証言の検討に際しては、意図的に事実と異なる情報が含まれたり、悪意を持って情報が秘匿されたりすることはないものとする。一方で、人の記憶は必ずしも正確ではなく、同じ事象でも受けとめ方によっては全く異なる認識となる場合があることなどから、提供された様々な情報を総合的に判断して事実を認定することが必要となる。得られた情報に基づく事実認定は、公正・中立な観点で誠実に実施し、その結果として事実と認定された事項は断定表現で記載した。他方、得られた情報が限られるなどの理由で事実を認定するまでには至らない場合でも、重要な証言等についてはそれらを記載し、互いに矛盾や相違のある情報はどちらも併記することとした。事故要因の分析と評価にあたっては、多様な視点から多角的に検討を重ねることが必要であり、中には必ずしも確からしさが高いとは言えない資料や証言等もある。しかし、それらについても、今後の安全確保に関連する事であろう事柄には「疑わしきは取り上げる」という考え方に立ち、積極的に取り上げることとした。ただし、それらの分析結果は、推定の確からしさの程度に応じて、下表のように用いる表現を区別している。

【分析及び評価における文末表現】

推定の確からしさ	用いた表現
断定できる場合	である、している など
ほぼ間違いない場合	と推定される
可能性が高い場合	と考えられる
可能性がある場合	の可能性はある
可能性が否定できない場合	の可能性が否定できない
明らかにできなかった場合	を明らかにすることはできなかった

なお、この考え方及び文末表現は、「大川小学校事故検証報告書」（平成26年2月 大川小学校事故検証委員会）を参考に、一部改変して使用している。